

緊急事態宣言の延長に伴う教育部所管事項の取り扱いについて

【協議事項】

1 学校教育について

○部活動は、感染防止対策を十分に行うとともに、活動時間の短縮や活動日の縮減、参加人数の限定等の工夫を行いながら、各学校長の判断で順次実施する。

2 その他

○学校開放については、部活動の実施に伴って段階的に開始することとし、当面は屋外について開放する。

○総合体育館及び温水プールは原則として午後8時までの開場とし、夜間の部を予約済みの利用者については利用の自粛を促す。なお、施設の利用は原則として定員の50%以下での利用とする。

【報告事項】

○小学校における日光移動教室は延期する。